



株主の皆様へ

第75期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都新宿区篠町15番地
牛込篠区民ホール

決議事項

第1号議案
定款一部変更の件

第2号議案
取締役9名選任の件

事前の議決権行使

2022年6月28日（火曜日）
午後5時までに到着

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、下記のウェブサイトにてお知らせいたします。（<https://www.smrc.co.jp/>）

経営理念

顧客満足度の追求

高い技術力により、生活・産業基盤の整備事業を通じ、顧客満足度を高め、社会に貢献します。

株主価値の増大

効率経営に徹し、安定的収益の確保をはかり、株主価値の増大に努めます。

社員活力の重視

社員の能力が最大限発揮でき、働き甲斐のある会社を目指します。

社会性の重視

企業市民として、公正かつ妥当な事業活動を行います。

地球環境への貢献

環境への負荷低減に努め、生活環境と自然の調和を大切にした事業活動を行います。

Contents

» ごあいさつ	P1
» 招集ご通知	P2
» 株主総会参考書類	P6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
» 事業報告	P16
» 連結計算書類	P29
» 計算書類	P31
» 監査報告書	P33
» 特集	P39
» 株主メモ	巻末

株主の皆様へ

「将来へつながる」道づくり ～選ばれる企業へ～

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第75期定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただき、当社グループの現況をご報告するとともに、当社の基本方針や、株主の皆様に賛否をお願いする重要な事項につきまして、ご説明させていただきます。

何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待にお応えできますよう「将来へつながる」道づくりを行い、選ばれる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長

蓮井 肇



株主各位

証券コード1776
2022年6月9日東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
三井住建道路株式会社

代表取締役社長 蓮井 肇

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、政府や都道府県知事から新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置や要請が実施される事態に至っております。これらの事態に鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙又は、インターネット等により賛否をご表示いただき、来る**2022年6月28日（火曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具
記

日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都新宿区篠町15番地

牛込篠町民ホール（末尾掲載の案内図をご参照ください。）

目的事項 報告事項 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以上

インターネット開示に関する事項



- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」ならびに「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」ならびに「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
- 新型コロナウイルス感染予防のための措置についての株主様へのお願い
 - ①ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、受付時にアルコール消毒をお願い申し上げます。そのほか検温などの感染予防措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
 - ②他の株主様の健康・安全の確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または、退席をお願いする）ことになりますので、あらかじめご了承ください。
 - ③感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
 - ④感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び決議事項の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
 - ⑤株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、会場や開始日時を変更する場合及び上記対応等の当日の運営を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご来場の株主様は、事前に必ずご確認ください。

 当社ウェブサイト <https://www.smrc.co.jp/>

三井住建道路 

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

ご注意事項

- ※書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

代理人による議決権行使の場合

代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第16条の定めにより議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。

この場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

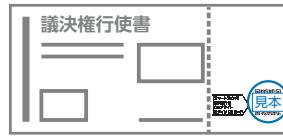
インターネット等による議決権行使のご案内



「スマート行使」による方法

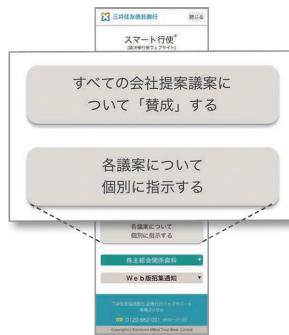
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取つ
てください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



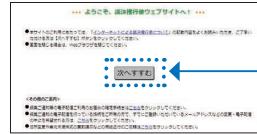
議決権電子行使プラットフォームのご利用について
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。



「議決権行使コード・パスワード入力」 による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



Click

次へすすむ

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に
記載の「議決権行使コード」を
ご入力ください。

議決権行使コード: Click ログイン 閉じる

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に
記載の「パスワード」をご入力
ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

! 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

※ 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能ですが）。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第14条	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
	(電子提供措置等)
	第14条
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2.
	当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
	(新設)
	(附則)
	1.
	変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
	3.
	本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本総会終結の時をもって全員（9名）任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任年数	取締役会への 出席状況
1 再任	まつ い 松井 隆幸	代表取締役会長	8年	12回/12回 (100%)
2 再任	はす い 蓮井 肇	代表取締役社長 執行役員社長	2年	12回/12回 (100%)
3 再任	にし 西 和昭	取締役 専務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当	5年	12回/12回 (100%)
4 再任	あべ 阿部 勉	取締役 常務執行役員 管理本部長	6年	12回/12回 (100%)
5 新任	つる 鶴 洋人	執行役員 工事本部長兼安全統括兼 安全環境部担当	—	—
6 再任	いとう 伊藤 恵子	社外取締役 独立役員	7年	12回/12回 (100%)
7 再任	ふじ い 藤井 春雄	社外取締役 独立役員	6年	12回/12回 (100%)
8 再任	いとう 伊藤 弥生	社外取締役 独立役員	1年	9回/9回 (100%)
9 再任	もり 森 理太郎	取締役	4年	12回/12回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）、藤井春雄及び伊藤弥生の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 非業務執行取締役候補者の責任限定契約について
当社は伊藤恵子、藤井春雄及び伊藤弥生の各氏との間で当社定款第27条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。伊藤恵子、藤井春雄及び伊藤弥生の各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間に上記契約を継続する予定であります。また森理太郎氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間に上記契約を締結する予定であります。
5. 次頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

候補者番号

1

まつ い たか ゆき
松井 隆幸 (1956年5月22日生 満66歳)

再任

在任年数

8年

所有する当社の株式の数

13,200株

取締役会への出席状況

**12回/12回
(100%)****略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1979年 4月	三井道路株式会社入社
2006年 4月	当社北海道支店製品部長
2009年 6月	当社工事本部製品部長
2010年 4月	当社企画・管理本部経営企画部長
2011年 4月	当社執行役員、工事本部副本部長兼購買部長
2012年 4月	当社九州支店長
2013年 4月	当社常務執行役員
2014年 4月	当社専務執行役員、営業本部長
2014年 6月	当社取締役
2015年 4月	当社代表取締役社長、執行役員社長
2021年 4月	当社代表取締役会長 (現任)

選任理由

同氏は、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

はす い はじめ
蓮井 肇 (1966年12月17日生 満55歳)

再任

在任年数

2年

所有する当社の株式の数

5,200株

取締役会への出席状況

**12回/12回
(100%)****略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1989年 4月	三井道路株式会社入社
2015年 4月	当社関東支店営業部長
2017年 4月	当社関東支店副支店長
2018年 4月	当社執行役員、中部支店長
2020年 4月	当社常務執行役員、工事本部長、安全統括、安全環境部担当
2020年 6月	当社取締役
2021年 4月	当社代表取締役社長 (現任)、執行役員社長 (現任)

選任理由

同氏は、取締役社長として強いリーダーシップと決断力により業務執行を指揮しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

にし
西

かず あき
和昭 (1958年8月9日生 満63歳)

再任

在任年数

5年

所有する当社の株式の数

5,900株

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 住建道路株式会社入社
2008年 7月 当社九州支店営業部長
2013年 4月 当社中部支店副支店長
2014年 4月 当社九州支店長
2015年 4月 当社執行役員、九州支店長
2017年 4月 当社営業本部長（現任）
2017年 6月 当社取締役（現任）
2018年 4月 当社常務執行役員、技術研究所担当（現任）
2021年 4月 当社専務執行役員（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また営業部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

あべ
阿部

つとむ
勉 (1958年9月24日生 満63歳)

再任

在任年数

6年

所有する当社の株式の数

4,500株

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 三井建設株式会社入社
2003年 4月 三井住友建設株式会社管理本部財務部財務管理課長
2009年 7月 同社横浜支店管理部長
2011年 4月 同社関連事業部長
2011年 6月 当社監査役
2015年 4月 三井住友建設株式会社関連事業部部長
2016年 6月 当社取締役（現任）、執行役員、企画・管理本部副本部長兼総務部長
2017年 4月 当社管理本部副本部長
2019年 4月 当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また管理部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5**鶴****洋人**

(1963年8月8日生 満58歳)

新任

所有する当社の株式の数

6,200株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1982年 4月 三井道路株式会社入社
 2010年 4月 当社九州支店工事部長
 2012年 4月 当社北海道支店工事部長
 2014年 4月 当社中部支店副支店長
 2015年 4月 当社九州支店副支店長
 2017年 4月 当社九州支店長
 2018年 4月 当社執行役員（現任）、九州支店長
 2021年 4月 当社工事本部長（現任）、安全統括（現任）、安全環境部担当（現任）

選任理由

同氏は、工事部門で豊富な経験と実績を有しており、工事部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者番号

6**伊藤****恵子**

(1950年4月9日生 満72歳)

再任**社外取締役****独立役員**

在任年数

7年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

**12回/12回
(100%)****略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1975年 4月 東京都目黒区役所入所
 1978年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
 1986年 1月 東京四谷法律事務所入所（現任）
 2015年 6月 当社取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただきしており、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

7

ふじい はるお
藤井 春雄 (1949年5月12日生 満73歳)

再任 社外取締役 独立役員

在任年数

6年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 全国信用金庫連合会入会
1996年 5月 同会松江支店長
1998年 4月 同会事業法人部長
2002年 6月 信金中央金庫理事、事業法人部長
2003年 4月 同庫理事、大阪支店長
2005年 6月 同庫理事、信用金庫部長
2007年 6月 株式会社しんきん信託銀行取締役社長
2013年 6月 同行取締役社長退任
2016年 6月 当社取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたる金融業経営に基づく豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただいており、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

いとう やよい
伊藤 弥生 (1964年3月1日生 満58歳)

再任 社外取締役 独立役員

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

9回/9回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 日本電信電話株式会社入社
2008年 4月 株式会社NTTデータ公共システム事業本部ビジネス企画推進室長
2016年 4月 日本マイクロソフト株式会社エンタープライズパートナー営業統括本部
シニアビジネスデベロップメントマネージャー
2017年 2月 ヤマトホールディングス株式会社デジタルイノベーション推進部長
2018年 4月 同社IT戦略部長
2019年 5月 ユニゾホールディングス株式会社常務執行役員経営企画所掌
2020年 6月 同社顧問
2020年11月 SGシステム株式会社入社
2021年 4月 同社執行役員（現任）、 経営企画担当（現任）
2021年 6月 株式会社カナデン社外取締役（現任）
2021年 6月 当社取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたる民間企業勤務におけるIT戦略を中心とした豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただいており、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9

もり り た ろう
森 理太郎 (1959年10月10日生 満62歳)

再任**在任年数****4年****所有する当社の株式の数****一株****取締役会への出席状況****12回/12回
(100%)****略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1982年 4月 三井建設株式会社入社
 2012年 4月 三井住友建設株式会社土木本部土木営業部長
 2017年 4月 同社北海道支店長
 2018年 4月 同社執行役員、土木本部副本部長（現任）
 2018年 6月 当社取締役（現任）
 2019年 4月 三井住友建設株式会社常務執行役員（現任）、営業部門統括（現任）
 2020年10月 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社取締役（現任）
 2021年 6月 ファイベックス株式会社取締役（現任）

選任理由

同氏は、上場建設会社勤務における豊富な知識と経験を活かし、当社経営全般に対して提言をいただきしており、引き続き取締役候補者といたしました。

(ご参考)

株主総会後の取締役及び監査役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合

氏名	性別	専門性、経験					
		企業経営	営業・マーケティング	生産・技術・品質	法務・人事・コンプライアンス	財務会計	デジタル・IT
松井 隆幸	●	●	●				
蓮井 肇	●	●	●	●			
西 和昭	●	●	●	●			
阿部 勉	●	●			●	●	
鶴 洋人	●	●	●	●			
伊藤 恵子	社外取締役 独立役員	●			●		
藤井 春雄	社外取締役 独立役員	●	●			●	
伊藤 弥生	社外取締役 独立役員	●	●	●			●
森 理太郎	●	●	●	●			
川島 淳	●				●		
奥園 泰弘	●				●	●	
若松 昭司	社外監査役 独立役員	●			●	●	
松林 恵子	社外監査役 独立役員	●			●	●	

(注) 本一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

※  男性  女性

ご参考

当社のコーポレートガバナンスについて

■ 基本的な考え方

当社は経営理念に基づく事業活動を行う上で、効率的で公正な経営体制を構築し、継続的に企業価値を高めていくことにより株主をはじめとする全ての関係者の方の信頼に応えるため

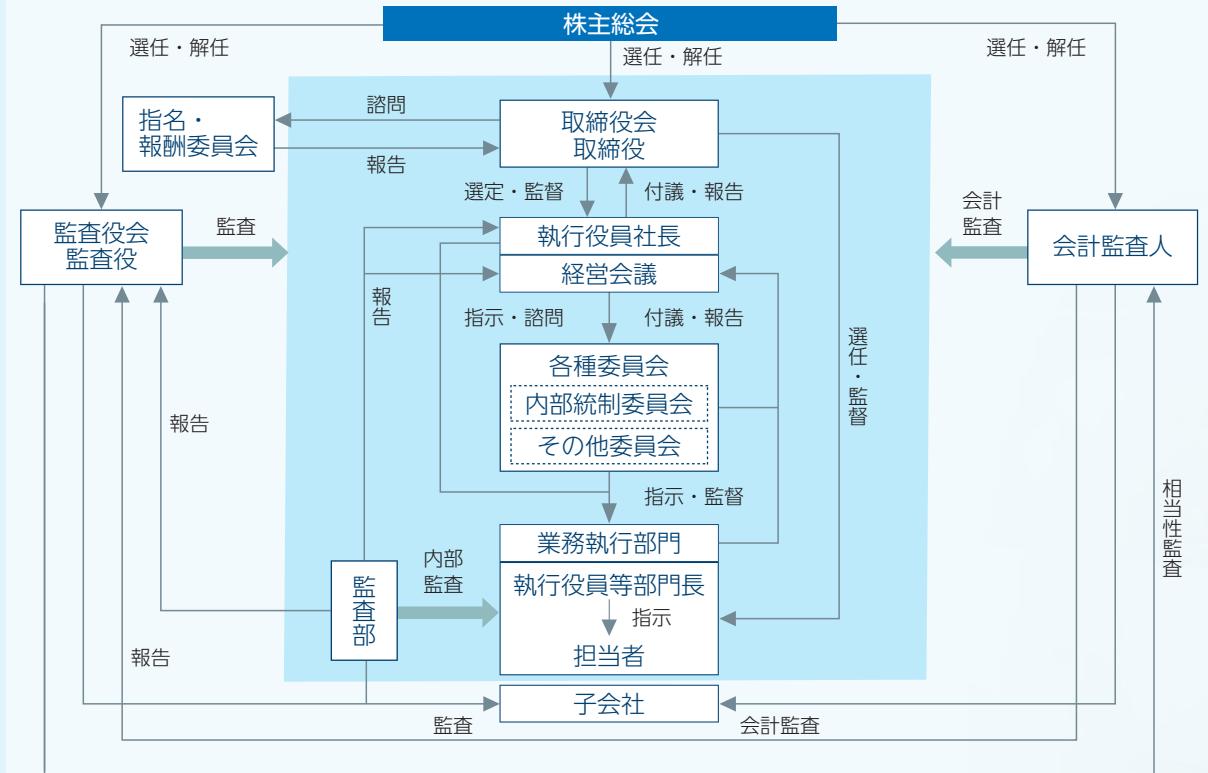
- 透明で効率のよい経営
 - 迅速な意思決定
 - 経営チェック機能の強化
 - 適時適切な情報開示

をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、その基本施策は次の通りです。

- 公正かつ妥当な事業活動の指針として「企業行動憲章」を定めます。
 - 監査役設置会社の形態の採用により、監査役監査の充実強化を図り、監査体制の有効性を確保しています。
 - 各業務部門から独立した監査部が内部統制の執行状況や法令等の順守状況について業務監査を行い、監視機能の充実を図っております。
 - 監査役ならびに監査部はともに密接に連携をとりつつ、事業活動の適正性確保に重要な役割を果たしています。

当社コーポレートガバナンス体制図



■ 取締役会の構成・選任手続き

当社は、取締役会において活発な審議と迅速な意思決定ができるように、定款において取締役の員数を10名以内と定めております。取締役の選任にあたっては、舗装工事業、土木工事業、製品製造販売業を主体とした建設会社であるという観点から、これらの事業に対する相当程度の知見を有する者、及び事業活動を遂行するに相応しい体制を維持する観点から、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者を取締役会構成員としてバランスよく選任することとしております。

現状では弁護士としての専門的な知識と経験を有する者、企業経営の経験を有する者、民間企業勤務における豊富な知識と経験を有する者を社外取締役に選任しております。さらに、女性の視点で経営・事業をチェックできるよう社外取締役、社外監査役に女性を選任しております。

■ 役員の選任方針

経営陣幹部及び取締役・監査役候補の選任に関しては、代表取締役社長が、これまでの業績、人格、識見等からその責務に相応しい人物を人選し、指名・報酬委員会の協議を経た上で、また監査役候補につきましては、監査役会の同意を得た上で、独立社外取締役が出席する取締役会にて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補を決定することとしております。当社の経営陣幹部及び取締役の任期は、業績の状況等を的確に反映させるため、1年としています。なお、任期の途中であっても職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしています。

■ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所における独立役員の要件を満たすことを以て、独立社外取締役であると

判断しております。

なお、取引関係者については、「特定関係事業者」の関係者でないことを要件としております。

また、顧問弁護士事務所、会計監査人の事務所及び顧問税理士事務所に所属する者については独立性がないものと判断しております。

■ 役員の報酬等の額又は その算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

2021年6月29日開催の第74期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額160百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役年額50百万円以内となっております。

また、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会での決議により、報酬等の別枠で当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

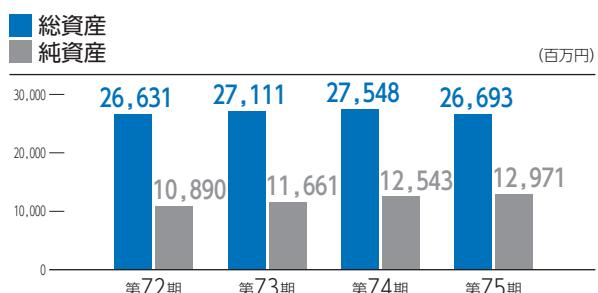
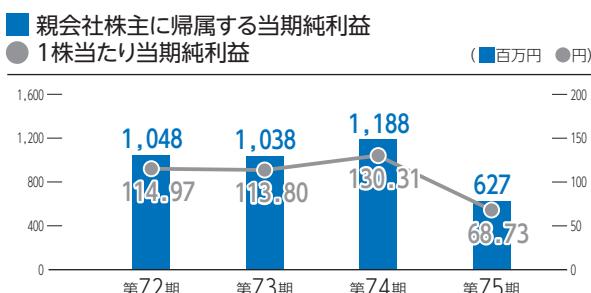
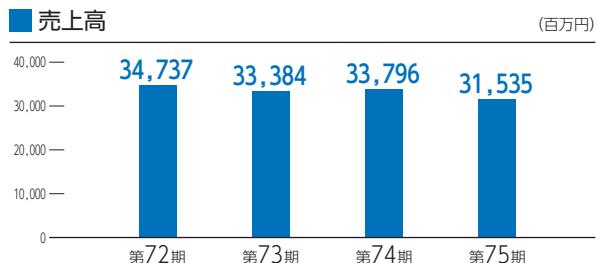
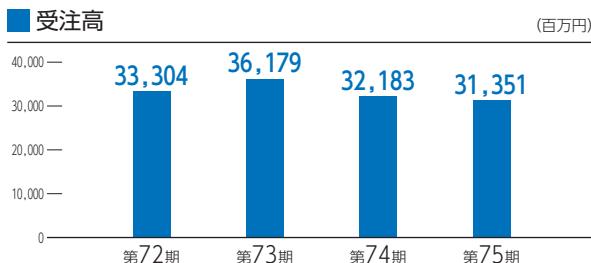
▶報酬等の総額については26頁をご覧ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

1 財産及び損益の状況の推移

区分	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (2021年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受注高 (百万円)	33,304	36,179	32,183	31,351
売上高 (百万円)	34,737	33,384	33,796	31,535
経常利益 (百万円)	1,573	1,609	1,827	949
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,048	1,038	1,188	627
1株当たり当期純利益 (円)	114.97	113.80	130.31	68.73
総資産 (百万円)	26,631	27,111	27,548	26,693
純資産 (百万円)	10,890	11,661	12,543	12,971
1株当たり純資産 (円)	1,175.51	1,263.03	1,374.67	1,421.00

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
 2. 第73期より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



2 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、建設業法による許可を受けて、建設工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

当社グループの主要な事業内容は、建設事業、製造・販売事業、その他の事業であり、建設事業は舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業、製造・販売事業は建設用資材の製造・販売に関する事業、その他の事業は売電事業及び不動産取引に関する事業であります。

建設事業	舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業
製造・販売事業	建設用資材の製造・販売に関する事業
その他	売電事業及び不動産取引に関する事業

3 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞が長期間に及んでいることに加えて、世界情勢の緊迫が資源価格の高騰や円安の進行に繋がるなど、先行きの不透明感が払拭できない厳しいものとなりました。

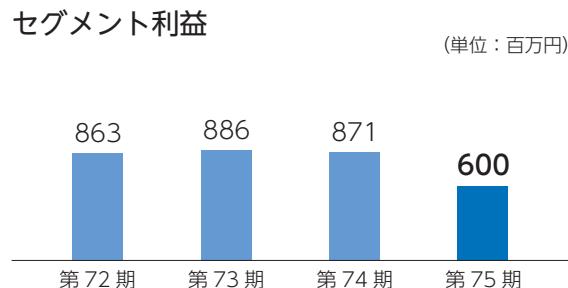
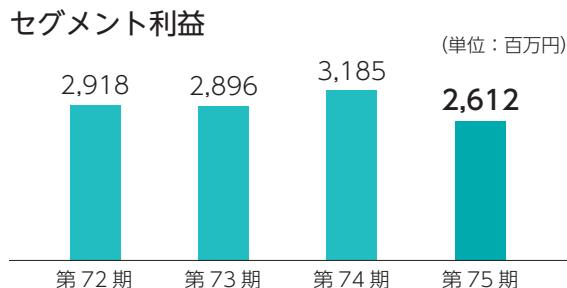
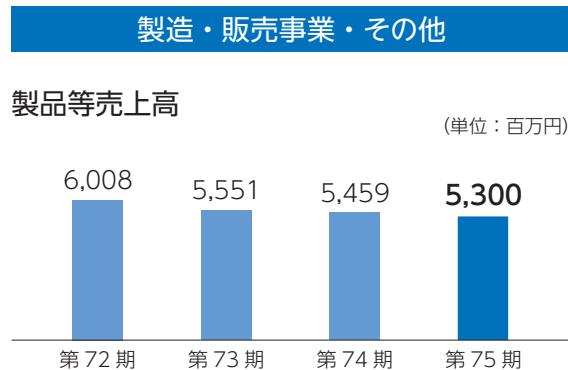
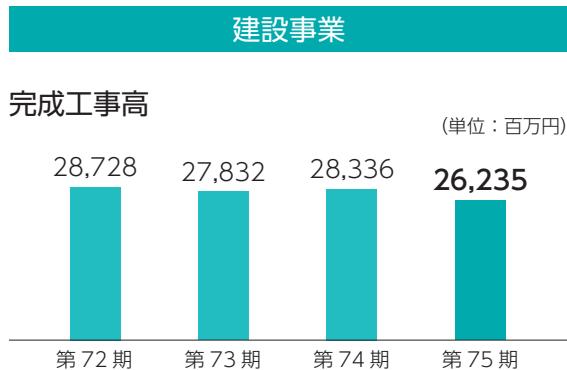
道路建設業界におきましては、感染症の拡大が確実に収束に向かわない限り、生産活動や消費需要の低迷が業績の下振れに結び付く懸念が大きいことなど、経営環境の先行きに予断を許さない状況になっております。また、原油価格の高騰に伴い製造・販売事業の主要材料であるアスファルトの仕入価格が急激に上昇していることが業績に大きな影響を及ぼし、採算の悪化に繋がっていることなど現時点では非常に厳しい環境になっております。

このような状況にありますが、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、不確実性の大きい経営環境にあっても、これに柔軟かつ機動的に対応することによって事業活動への影響を低減するとともに、「中期経営計画」（2020年3月期～2022年3月期）のコンセプトに掲げた『変革に挑戦し、「企業価値の増大と社会への還元」を目指した経営の実践』に則り、当計画の基本方針である①安定的な売上高確保への取組み強化、②安定的な利益確保への取組み強化、③働き方改革を強化するとともに人材の確保・育成システム充実への取組み強化、④「健全な財務体質」、「将来の成長戦略投資に必要な内部留保の確保」を総合的に勘案した株主還元、⑤コーポレート・ガバナンスの更なる充実への取組みを着実に実施してまいりました。

また、企業市民として、安全・品質の確保やコンプライアンスの徹底を実践し、公正妥当な事業活動を行うとともに、内部統制システムの充実に努めてまいりました。その結果、受注高は31,351百万円（前連結会計年度は32,183百万円）となりました。売上高は31,535百万円（前連結会計年度は33,796百万円）、経常利益は949百万円（前連結会計年度は1,827百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は627百万円（前連結会計年度は1,188百万円）となりました。

4 部門別事業の状況

ご参考 セグメント別状況



1. 工事部門

当連結会計年度の受注工事高は26,104百万円（前連結会計年度は26,777百万円）であり、これに前連結会計年度からの繰越工事高11,333百万円を加え、当連結会計年度手持工事高は37,438百万円となりました。うち当連結会計年度中の完成工事高は26,235百万円（前連結会計年度は28,336百万円）であり、これにより、翌連結会計年度への繰越工事高は11,202百万円となりました。当連結会計年度の主な受注工事及び完成工事は、次のとおりであります。

■ 主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省関東地方整備局	R 2 国道50号野中舗装修繕工事	群馬県
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道所沢管理事務所管内舗装補修工事	東京都～埼玉県
公益財団法人東京都道路整備保全公社	電線共同溝設置工事(3都道318－鹿浜2工区)	東京都
小田急バス株式会社	小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所車庫造成工事	神奈川県
三井不動産レジデンシャル株式会社	伊丹市稻野町計画	兵庫県

■ 主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	国道45号沢向玉川地区舗装工事	岩手県
東日本高速道路株式会社	常磐自動車道山元～岩沼間舗装工事	宮城県
国土交通省関東地方整備局	R 2 大宮出張所管内舗装修繕工事	埼玉県
東京都	路面補修工事(2三の7・遮熱性舗装)及び歩道復旧工事(2三-1)	東京都
住友林業株式会社	(仮称)国分寺市新町3丁目P J宅地造成工事	東京都

2. 製品部門

アスファルト合材等の製品部門におきましては、製品等売上高は5,247百万円（前連結会計年度は5,406百万円）となりました。

3. その他部門

その他部門におきましては、太陽光発電による売電事業の売上高は52百万円（前連結会計年度は53百万円）となりました。

4. 当連結会計年度の部門別受注高・売上高・繰越高

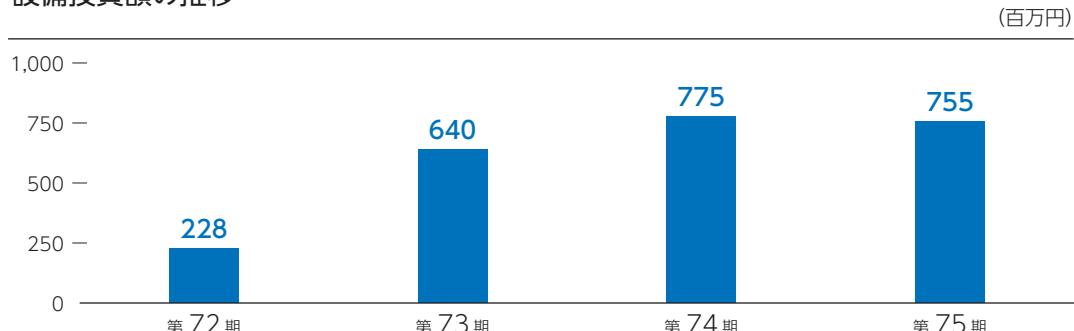
区分	(単位：百万円)			
	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
工事部門	11,333	26,104	26,235	11,202
製品部門	—	5,247	5,247	—
その他部門	—	—	52	—
合計	11,333	31,351	31,535	11,202

(注) 収益認識に関する会計基準の適用に伴い、遡及処理は行わず累積的影響額を期首の利益剰余金に加減算しているため、前連結会計年度次期繰越高と当連結会計年度前期繰越高に716百万円の差異が生じております。それに係る完成工事総利益は53百万円であります。

5 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は755百万円であり、その主なものはアスファルト合材生産設備の建替のためのものであります。

設備投資額の推移



6 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

7 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向かわない場合には、経済活動が大きく減速することで受注が低迷し、また物流や移動の制限などによっては資材・労務の調達が困難になるなど、当社グループの事業に相当の期間影響を及ぼすことが懸念されます。また、不安定な世界情勢を背景とした原油をはじめとする世界的な資源価格の高騰や円安の急激な進行は、当社グループの主なセグメントであるアスファルト合材の製造・販売事業において原材料仕入価格の著しい上昇に繋がり利益を圧迫する傾向が長引く恐れがあるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下にはありますが、当社グループは、持続可能な社会の実現に向かって世界的に意識が高まっている背景を踏まえ、経済的価値の追求に加え、環境・社会的価値の追求を取り入れて事業活動を展開していくことを目指し、環境・社会・ガバナンスを重視したサステナブルな経営を基本とする「中期経営計画2022-2024」（2023年3月期～2025年3月期）を策定しました。社会インフラの整備を担うグループとして安心・安全に長い間使っていただける「ものづくり」を提供するとともに、株主・従業員・取引先・地域社会などのステークホルダーに選ばれる企業を目指して「将来へつながる道づくり」を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本店	東京都新宿区	関西支店	大阪市西区
北海道支店	札幌市中央区	九州支店	福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区	開発環境事業部	川崎市麻生区
関東支店	東京都新宿区	技術研究所	千葉県流山市
中部支店	名古屋市中区		

② 子会社

会社名	本店所在地
三道工業株式会社	札幌市東区

9 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
455名	2名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
448名	一名	45.6歳	16.9年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

10 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a 親会社との関係

当社の親会社は三井住友建設株式会社であり、当社の総株主の議決権の53.94%（出資比率は53.93%）を保有しております。当社は同社から工事請負をしております。

b 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、舗装工事等の請負については、案件ごとに当社見積価格を提出し交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
三道工業株式会社	20	100.0	道路舗装及び土木等工事の請負

11 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

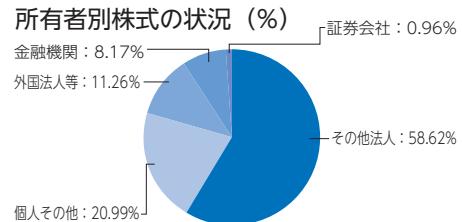
12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

1 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株
② 発行済株式の総数 9,236,967株
(自己株式 40,533株を除く。)
③ 当期末株主数 1,192名
④ 大株主の状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三井住友建設株式会社	4,981	53.93
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	484	5.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	250	2.71
野村信託銀行株式会社(投信口)	196	2.12
MSIP CLIENT SECURITIES	173	1.88
光通信株式会社	171	1.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	159	1.72
三井住建道路従業員持株会	155	1.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	151	1.63
株式会社ウベモク	120	1.29

(注) 1. 持株比率は自己株式(40,533株)を控除して計算しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する株式には、当社が設定した役員向け株式交付信託に係る当社株式108,400株が含まれております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 当社の会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役会長	松井 隆幸		
代表取締役社長	蓮井 肇※	執行役員社長	
取締役	根来 悟※	執行役員副社長	監査部担当兼経営企画部担当兼製品部担当兼管理本部管掌
取締役	西和昭※	専務執行役員	営業本部長兼技術研究所担当
取締役	阿部 勉※	常務執行役員	管理本部長
取締役	伊藤 恵子	弁護士	
取締役	藤井 春雄		
取締役	伊藤 弥生	S Gシステム株式会社執行役員経営企画担当	株式会社カナデン社外取締役
取締役	森 理太郎	三井住友建設株式会社常務執行役員	土木本部副本部長兼営業部門統括
常勤監査役	川島 淳	三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社取締役	ファイペックス株式会社取締役
常勤監査役	奥園 泰弘		
監査役	若松 昭司	公認会計士	住友金属鉱山株式会社社外監査役
監査役	松林 恵子	税理士	株式会社フルヤ金属社外取締役

- (注) 1. 取締役伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）、藤井春雄及び伊藤弥生の各氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 2. 監査役若松昭司、松林恵子の両氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 3. 常勤監査役川島淳氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり法務に関する業務の経験を重ねてきており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 常勤監査役奥園泰弘氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり経理及び監査に関する業務の経験を重ねてきており、経理及び監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役若松昭司氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役松林恵子氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
 取締役 伊藤 弥生

5. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※印の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2022年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

氏名	会社における地位及び担当	
佐々木　日出幸	専務執行役員	北海道支店長
松田　雄二	常務執行役員	関東支店長
平井　克政	執行役員	中部支店長
戸村　昇	執行役員	開発環境事業部長兼管理部長
武藤　政浩	執行役員	東北支店長
鶴　洋人	執行役員	工事本部長兼安全統括兼安全環境部担当
樹内　浩行	執行役員	九州支店長
若宮　靖	執行役員	関西支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条の規定に基づき伊藤恵子、藤井春雄及び伊藤弥生の各氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、各氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

当社は、定款第35条の規定に基づき若松昭司、松林恵子の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。

なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役ならびに執行役員の全員であり、その保険料の9割を当社が負担しております。なお当社は、任期の途中である2022年10月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

2021年6月29日開催の第74期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額160百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役年額50百万円以内となっております。当該定期株主総会終結の時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）監査役の員数は4名であります。また、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会での決議により、報酬等の別枠で当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会において代表取締役社長蓮井肇に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮した基本報酬額の決定であり、権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職務評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。その決定につきましては、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	107	95	11	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	23	23	—	—	2
社外取締役	18	18	—	—	3
社外監査役	13	13	—	—	2

(注) 1. 使用人兼務取締役（2名）の使用人給与相当額は上表支給額とは別枠であり、その額は13百万円であります。

2. 取締役9名のうち1名は無報酬であります。

⑦ 社外役員等に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
伊藤 恵子	取締役	12/12回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
藤井 春雄	取締役	12/12回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、金融業経営の豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
伊藤 弥生	取締役	9/9回 (100%)	—	2021年6月29日就任以来開催の取締役会9回全てに出席し、民間企業勤務におけるIT戦略を中心とした豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
若松 昭司	監査役	11/12回 (91.7%)	11/11回 (100%)	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会11回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
松林 恵子	監査役	12/12回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会11回全てに出席し、税理士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	45	—
子会社	—	—
計	45	—

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

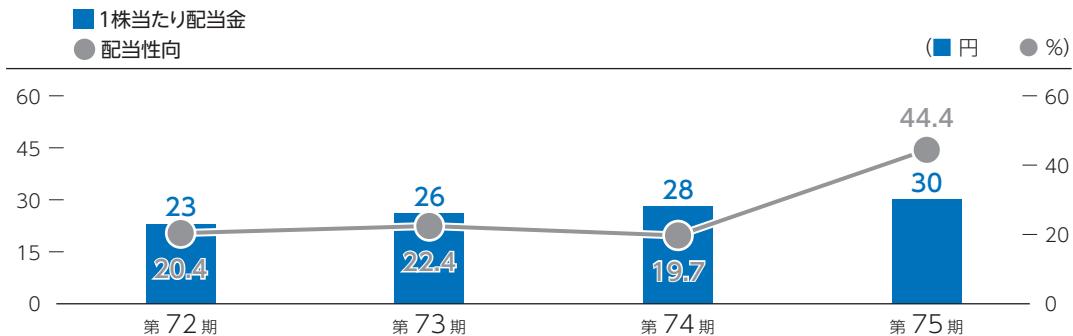
5 剰余金の配当等の決定の機関及び方針ならびに内容

当社は、業績の状況や長期的な事業発展のための内部留保の充実等を勘案しつつ、株主の皆様へは安定的な配当の継続とともに利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、2022年5月18日開催の取締役会決議により、1株につき30円とさせていただきました。これにより、配当金総額は277百万円となります。株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

1株当たり配当金の推移（単体）



* 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
	千円		千円
流動資産	20,314,272	流動負債	11,632,103
現金預金	9,663,196	支払手形・工事未払金等	5,858,231
受取手形・完成工事未収入金等	10,313,803	電子記録債務	4,261,133
製品	200	リース債務	7,577
未成工事支出金	74,423	未払法人税等	206,071
材料貯蔵品	176,380	未成工事受入金	178,231
その他の	88,387	完成工事補償引当金	5,100
貸倒引当金	△2,118	賞与引当金	4,223
		工事損失引当金	1,370
		その他の	1,110,163
固定資産	6,379,582	固定負債	2,090,061
有形固定資産	5,450,321	再評価に係る繰延税金負債	285,249
建物・構築物	1,520,047	株式報酬引当金	57,184
機械及び装置	1,043,692	退職給付に係る負債	1,611,533
土地	2,762,067	資産除去債務	123,205
建設仮勘定	14,740	その他の	12,888
その他の	109,774	負債合計	13,722,164
無形固定資産	81,260	純資産の部	
投資その他の資産	848,001	株主資本	12,810,449
破産更生債権等	7,547	資本金	1,329,850
繰延税金資産	634,779	資本剰余金	1,570,108
その他の	234,760	利益剰余金	10,013,067
貸倒引当金	△29,085	自己株式	△102,576
		その他の包括利益累計額	161,241
		土地再評価差額金	178,874
		退職給付に係る調整累計額	△17,632
資産合計	26,693,855	純資産合計	12,971,691
		負債純資産合計	26,693,855

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	
完成品等売上高	26,235,253
電事業売上高	5,247,479
原価	52,901
	31,535,634
売上原価	
完成品等売上原価	23,622,829
電事業売上原価	4,675,856
原価	24,513
	28,323,198
売上総利益	
完成品等売上総利益	2,612,424
電事業売上総利益	571,623
原価	28,387
	3,212,435
販売費及び一般管理費	
営業利益	2,279,101
	933,334
営業外収益	
受取利息	224
受取配当金	2,420
受取地代家賃	4,716
鉄屑処分収入	9,507
その他	7,076
	23,945
営業外費用	
支払利息	361
支払保証料	6,953
貸取入原価	692
	8,007
経常利益	
別利益	949,272
固定資産売却益	8,749
特別損失	8,749
固定資産除却損	35,218
税金等調整前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	185,891
法人税等調整額	109,585
当期純利益	295,476
非支配株主に帰属する当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	627,327
	—
	627,327

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
	千円		千円
流動資産	20,270,344	流動負債	11,694,982
現金預金	9,652,269	電子記録債務	4,261,133
受取手形	1,832,869	工事未払金	4,498,461
完成工事未収入金	7,444,943	買掛金	1,330,625
売掛金	1,002,694	リース債務	7,577
製品	200	未払金	397,012
未成工事支出金	74,475	未払費用	410,860
材料貯蔵品	176,380	未払法人税等	202,693
その他の	88,629	未成工事受入金	178,231
貸倒引当金	△2,118	預り金	281,524
		完成工事補償引当金	5,100
		工事損失引当金	1,370
		その他の	120,390
固定資産	6,387,396	固定負債	2,059,026
有形固定資産	5,449,359	リース債務	12,722
建物・構築物	1,519,085	再評価に係る繰延税金負債	285,249
機械・運搬工具	1,053,003	株式報酬引当金	57,184
工具器具・備品	100,463	退職給付引当金	1,580,499
土地	2,762,067	資産除去債務	123,205
建設仮勘定	14,740	その他の	166
無形固定資産	81,044	負債合計	13,754,009
借地権	23,809	純資産の部	
ソフトウェア	27,587	株主資本	12,724,856
その他の	29,648	資本金	1,329,850
投資その他の資産	856,992	資本剰余金	1,570,108
投資有価証券	7,488	資本準備金	541,453
関係会社株式	20,570	その他資本剰余金	1,028,655
従業員長期貸付金	5,570	利益剰余金	9,927,474
破産更生債権等	7,547	利益準備金	85,500
繰延税金資産	623,200	その他利益剰余金	9,841,974
その他の	221,702	繰越利益剰余金	9,841,974
貸倒引当金	△29,085	自己株式	△102,576
		評価・換算差額等	178,874
		土地再評価差額金	178,874
資産合計	26,657,740	純資産合計	12,903,731
		負債純資産合計	26,657,740

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	
完成品等売上高	25,787,071
製品等売上高	5,247,613
電事業売上高	52,901
	31,087,586
売上原価	
完成品等売上原価	23,228,172
製品等売上原価	4,675,980
電事業売上原価	24,513
	27,928,666
売上総利益	
完成品等売上総利益	2,558,898
製品等売上総利益	571,632
電事業売上総利益	28,387
	3,158,919
販売費及び一般管理費	
営業利益	2,243,515
	915,404
営業外収益	
受取利息	223
受取配当金	3,420
受取地代家賃	5,676
鉄屑処分収入	9,488
その他	6,905
	25,713
営業外費用	
支払利息	495
支払保証料	6,883
賃貸収入原価	692
	8,071
経常利益	
	933,046
特別利益	
固定資産売却益	8,749
特別損失	
固定資産除却損	35,218
	35,218
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	180,500
法人税等調整額	108,935
当期純利益	
	906,578
	289,435
	617,142

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福本千人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原義勝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住建道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

三井住建道路株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福本千人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原義勝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

三井住建道路株式会社 監査役会

常勤監査役	川 島 淳	㊞
常勤監査役	奥 蘭 泰 弘	㊞
社外監査役	若 松 昭 司	㊞
社外監査役	松 林 恵 子	㊞

以上

中期経営計画2022-2024

当社グループは、前中期経営計画までの歩みを踏まえ、環境・社会・ガバナンスを重視したサステナブルな経営を基本とする3ヵ年の「中期経営計画2022-2024」（2023年3月期～2025年3月期）を策定いたしました。

コンセプト

「将来へつながる」道づくり～選ばれる企業へ～

基本方針

1. 当社グループの財産である「人」の育成を通じ、魅力ある職場環境の実現を目指します
2. 「大地とともに歩む」企業として、地球環境保全に積極的に取り組みます
3. 高品質なものづくりを提供し、安心・安全で長く使い続けられる社会インフラの整備を行います

経営目標

1. 事業環境の変化に的確に対応した売上高、利益の確保
(連結売上高335億円 経常利益13億円程度の確保を目指す)
2. 成長投資（競争力維持・拡大、環境、人財、アライアンス）50億円
3. 自己資本配当率（DOE）を意識した安定的な配当「配当性向50%程度」を目指す

重点施策

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 従業員エンゲージメントの向上 | 4. 新たなシナジーの創出 |
| 2. カーボンニュートラルに向けた取組みの推進 | 5. 健全な財務体質の確立と安定的な株主還元の継続 |
| 3. 持続可能な成長サイクルの実現 | 6. コーポレートガバナンスの更なる充実 |

2024年度計数目標

連結売上高

335億円

連結経常利益

13.2億円

自己資本比率

50%程度

減価償却前営業利益
(EBITDA)

20億円程度

配当性向

50.0%程度

自己資本利益率
(ROE)

7.0%程度

投資計画

カテゴリ	3ヵ年投資予定
生産性向上・維持	26.0億円
建設DX・業務改善	4.1億円
環境への貢献	1.0億円
事務所、その他	1.4億円
設備投資 計①	32.5億円
カテゴリ	3ヵ年投資予定
エンゲージメント向上	0.5億円
M&A、アライアンス	17.0億円
その他投資 計②	17.5億円
	3ヵ年投資予定
総額 ①+②	50.0億円

ESG経営に向けて

環境

Environment

- 脱炭素社会へ向けた取り組み
- サーキュラーエコノミーに向けた取り組み

社会

Social

- 技術、サービスを通じた社会との共存
- 人権の尊重
- 人財の育成
- 安全と健康

ガバナンス

Governance

- コーポレート・ガバナンス
- コンプライアンス

※中期経営計画2022-2024の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。



常磐自動車道 山元～岩沼間舗装工事
(宮城県)



国道45号沢向玉川地区舗装工事
(岩手県)



R2国道50号野中舗装修繕工事
(群馬県)



R2大宮出張所管内舗装修繕工事
(埼玉県)



株主メモ

決 算 期 每年3月31日

定時株主総会 6月

基 準 日 3月31日
その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日

配 当 金 受 領
株 主 確 定 日 3月31日（中間配当を行うときは9月30日）

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

特 別 口 座 の
口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先
(電話照会先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

公告掲載方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URL (<https://www.smrc.co.jp/>)

単 元 株 式 数 100株

お知らせ

●住所変更、単元未満株式の買取等の お申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内



よりくわしい財務情報や工事実績、保有技術をはじめとする会社情報を掲載しています。皆様からのアクセスをお待ちしております。

三井住建道路

<https://www.smrc.co.jp/>

第75期 定時株主総会 会場ご案内図

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
開催場所 東京都新宿区筠町15番地
牛込筠町区民ホール



都営大江戸線

牛込神楽坂駅 A1出口 より徒歩0分

東京メトロ東西線

神楽坂駅 2番出口 より徒歩10分

お願い：駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。